

平成21年第1回土別市議会定例会会議録(第3号)

平成21年3月11日(水曜日)

午前10時00分開議

午後 1時57分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(20名)

副議長	1番	池田 亨 君	3番	伊藤 隆雄 君
	4番	井上 久嗣 君	5番	丹 正 臣 君
	6番	粥川 章 君	7番	小池 浩美 君
	8番	柿崎 由美子 君	9番	平野 洋一 君
	11番	遠山 昭二 君	12番	岡崎 治夫 君
	13番	谷口 隆徳 君	14番	山田 道行 君
	15番	田宮 正秋 君	16番	斉藤 昇 君
	17番	山居 忠彰 君	18番	牧野 勇司 君
	19番	菅原 清一郎 君	20番	中村 稔 君
	21番	神田 壽昭 君	議長	22番 岡田 久俊 君

出席説明員

市 長	田 苅 子 進 君	副 市 長	相 山 慎 二 君
副 市 長	瀧 上 敬 司 君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 長	鈴 木 久 典 君
市民部長	有 馬 芳 孝 君	保健福祉部長	宮 澤 勝 己 君
経済部長	相 山 佳 則 君	建設水道部長	土 岐 浩 二 君
朝日総合支所長	城 守 正 廣 君		
市立病院長	吉 田 博 行 君		

教育委員 会長 佐々木 正雄 君 教育委員 会長 安川 登志男 君

教育委員 会長 辻 正信 君

農業委員 会長 松川 英一 君 農務局 局長 伊藤 暁 君

監査委員 三原 紘隆 君 監査局 局長 谷口 春三 君

事務局出席者

議事 局長 辻 本 幸慈 君 議事 局長 藤田 功 君

議事 局長 浅利 知充 君 議事 局長 中井 聖子 君

議事 局長 岡村 慎哉 君

(午前10時00分開議)

副議長(池田 亨君) ただいまの出席議員は19名であります。

定足数を超過しておりますので、これより本日の会議を開きます。

副議長(池田 亨君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の遅参についてであります。22番 岡田久俊議長から遅参の届け出がありません。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

副議長(池田 亨君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

21番 神田壽昭議員。

21番(神田壽昭君)(登壇) 平成21年第1回定例会に当たり、一般質問をいたします。

最初に、農地・水・環境保全向上対策事業に係る営農支援についてであります。

平成19年度より取り組んでいるこの事業は、農業の持続的発展と多面的機能の健全発揮を図るためには、農業及び農村の基盤となる農地・水・環境の保全と質的な向上を図ることが極めて重要であります。中でも、農地・農業用水等の資源は、過疎化、高齢化の進行で、その適切な保全管理が困難になっている現状や、農村の自然環境や景観の保全形成など、多面的機能に対する要請、ゆとり、安らぎといった視点を踏まえた対応が必要になった今日、農業者だけでなく地域住民、自治会、関係団体などと地域共同活動によって農業・農村の基盤を支え、環境の向上を図る目的で導入された事業であります。

本市は、12地区の組織が結成され3年目を迎えた今日、農業者の意識に変化が見られ、施設の点検、草刈りなどの共同作業、遊休農地発生防止、農道の砂利補充などに加え市道の草刈りに対しても支援が加わり、中山間地域直接支払交付金との相乗効果で一定の成果が期待されるものであります。

そこで、今年度より、従来の共同活動に加え、高度な取り組みとなる農村環境向上活動は、環境に優しい農業への支援として、化学肥料や農薬の大幅低減などによる先進的な営農活動を西土別、白山、川西地区で実施の計画が示されておりますが、具体的にどのような内容になるのでしょうか。化学肥料と農薬5割以上低減することは、収量、品質に変化が考えられますが、生産者価格と販路の見通し、農薬のドリフト対策についても課題であります。消費者に信頼される農業の確立のために、安全・安心な農業の推進に成果を期待したいと思います。

更に、この営農支援活動は、有機物を活用した堆肥等の施用も取り組むことができます。肥料を減らすということは、堆肥で補うことができます。農村塾で三分一先生が進める、5年間

で収量3割アップ作戦に堆肥の施用が有効と言われております。加えて、総合計画前期にあるバイオマス利用施設整備事業にかかわって、今年はバイオマスタウン構想と施設整備計画の策定も行われるようであります。

安心・安全な農業の確立、堆肥の生産、バイオマス利活用施設を単独で進めるだけでなく、関連する事業展開を横断的に整理し具体的化することが、今必要と考えるのでありますが、見解をいただきたいと思っております。

次に、新たな担い手確保についてお伺いいたします。

経済危機による影響は、製造業を中心に大勢の人が仕事を失い、仕事を求めてハローワークに通う若者の姿が連日報道されております。JA北ひびきにおいても、組合員の子弟が親元に身を寄せているようではありますが、私はこのピンチを、我が土別市は、担い手不足や耕作放棄地の発生を防ぐ基幹産業、農業振興のチャンスととらえ、緑の雇用、農への回帰につなぐべきと思うのであります。

国は、内需拡大に今後期待できる部門は農業生産と言っているようであります。今、こうした農業分野の雇用支援は全国の自治体、JAに広がりを見せております。福島県では、就農希望者の研修を受け入れる農家や農業法人に月10万円の助成。神奈川県では農業塾を設け、基礎知識の習得で就農支援。山梨県では、離職者を雇用する農業生産法人に研修費を助成すると報じられております。

もちろん、農業は腰かけ的な意識では済みません。現実との食い違いをなくすためにも、こうした研修は欠かせません。土別市においても、手厚い研修制度で就農まで、1人でも2人でも結びつけることは可能というふうに思うのであります。市政執行方針で、雇用・勤労者福祉の項目にあるように、2,500億円予算措置されたふるさと雇用再生特別基金事業等の活用で、農業部門での雇用活動の創出に検討すべきと思っておりますが、お考えをいただきたいと思っております。

次に、農地法の改正法案と本市農業についてお伺いいたします。

日本の農地面積は、2008年度に436万ヘクタールで、ピーク時の7割の水準まで減少しております。本市においても、平成7年以降、約1万4,000ヘクタールを推移しておりますが、作業効率の悪い山間部を中心に未作付が増え、平成17年には1万3,000ヘクタールに減少しております。農業情勢の先行き不安や価格の低迷がその理由と考えられますが、景気低迷の中で期待できる部門は農業と言われている今日、自給率の向上を目指し、優良農地を確保し、意欲ある農業者に農地を集積することは当然であります。規模拡大に限界感が出たり、高齢化による農地の売り手増加、条件不利地の耕作放棄によって、土別市においても耕作面積の減少傾向は強まることが考えられます。

振り返りますと、過去の規模拡大は、農地の分散と機械効率の悪さが作物管理に支障が出るなど、新たな課題も指摘され、交換分合による農地の集約化も将来的には具体化しなければなりません。

こうした全国的な農地問題を背景として、国は農地法の改正法案をまとめて今国会に提出す

る予定であります。内容としては、農地は耕作者みずからが所有することが最も適当という考え方から、農地の効率的な利用を促進する方向に転換するもので、農地の所有から農地の利用に農地制度を再構築しようとするもので、その利用の促進は、賃貸に農地権利移動の要件を大幅に緩和することで株式会社などの農業参入の拡大や、農協は賃貸による直接農業経営ができるように、農協法も見直すというものであります。

危惧されるのは、企業の農業参入は農地の保全管理や生産手法、販路に、農業者との摩擦や地域の農業資源を守るために共同作業等に協力が得られるかであります。土別市における農地の総合的な利用と活用の視点から、企業や農協に農業参入の道を開いていくのか、農地法改正法案についての御所見と、今認められている一部企業も加わった農業生産法人の経営内容も含めて、お考えをいただきたいと思えます。

次の項目であります市内周辺地区の住宅対策について、再度お伺いしたいと思います。

私は、平成16年6月定例会、17年6月定例会及び19年9月定例会において、離農してもその地域に住む生活環境や住宅マスタープランの住民アンケートをどのように反映するのか、合併等によって人口減が予想される市内周辺地区の振興に公営住宅が必要との質問をしてまいりました。

これに対して市の考え方は、離農しても離村しない傾向は、農村との住環境が都市部と格差がなくなったことであり、集落や土地への愛着心が大きいことは地域活性化の源であり十分な配慮を必要とするが、離農者に限定した公営住宅は、住宅施策全体の公平性から難しい。また、住宅マスタープランについても、住宅建設の基本は、地域振興を必要とするところや人口減が想定される地域の建設、あるいは低所得者、独居老人に対応した住宅確保も検討する。そして、加えて公営住宅整備事業が、現行の補助金制度から地域住宅交付金制度へと移行することになり、地域性を配慮した住宅整備が可能となった。更に、地域振興審議会での検討を住宅マスタープランや公営住宅ストック計画、あるいは地域住宅計画に反映していきたい。

また、住民アンケートで住環境に何が重要かの問いかけに、医療施設を選んだ方が76.6%を占めております。結果報告では、障害者や少子高齢化社会に対応と、地域性を加味した住宅施設の実現に向け、具体的な計画づくりとなるように努めたいと結んであります。多寄地区で恐縮ではありますが、栄団地の公営住宅は老朽化が激しく除雪車も通れない通路で、冬場は雪との闘いで、高齢者が支え合いながらの生活は、高齢化社会への対応とするにはほど遠いものであります。

私は、先ほどの人口減が予想される市内周辺地区への公営住宅を必要とする市の考え方や、地域振興審議会での検討結果をぜひ生かしてほしいものと思うと同時に、住環境に、多寄医院の医師も必要と言われている、医療施設をセットにした医療法人による高齢者専用賃貸住宅の誘致や、これに類する公営住宅の建設を検討いただきたい。

更に、新築なる多寄小学校跡地の利用は、これから自治会でも検討課題になると思うのでありますが、住宅団地として、多寄地区として最も適していると思うのであります。加えてこの

近くには、小中学校の子供たちとの体験農園や食育に大きく機能する面積を確保されていることから、今後士別市全体の住宅建設契約に、ここの跡地の検討を切に望むものであります。

以上、今後の農業振興と市内周辺地区への住宅対策の考えを求めて、私の一般質問を終わります。（降壇）

副議長（池田 亨君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） 神田議員の御質問にお答えをいたします。

最初に私から、活気ある農業と農村づくりに関する御質問のうち、新たな担い手確保については私から御答弁を申し上げ、新たな担い手確保を除く活気のある農業と農村づくり及び市内周辺地区の住宅対策につきましては、それぞれ各担当部長から、また農業委員会のほうから御答弁を申し上げることにいたします。

お話しのように、世界的な金融危機の影響から国内における景気の悪化を受け、製造業などでの解雇が相次ぐ中で、雇用の受け皿として農業分野への期待がにわかに今高まってきておりますことは、お話しのとおりであります。

このような状況の中で、本市におきましては、近年農業者の高齢化などによって農家戸数の減少が進み、農業の担い手が不足している現状にありますことから、こうした方々が本市において農業に参入することは、極めて大きな意味を持つものと考えているものであります。しかしながら、農業は長年の経験と研さんが必要であるため、一朝一夕とはいかないわけでありまして、特に新たに農業に参入しようとする方々につきましては、技術の取得やあるいは情報、人脈、更には立ち上がり資金の確保など、そこには数多くの課題もあることも事実であり、お話にありましたように、決して腰かけ的な考え方では、農業は務まるものではないと考えるものでもあります。

そこで、手厚い農業研修の支援と、国のふるさと雇用再生特別基金事業等の活用で農業での雇用機会を創出すべきとのお話であります。本市におきましては、これまでも担い手の研修支援対策として、新たに就農を目指して研修する方々に対して、就農研修期間助成として月額、単身者で8万円を、配偶者がある場合には10万円を、更には就農研修者を受け入れする農家や農業生産法人に対しましても、研修受け入れ農家指導助成として月額3万円を支給することとしており、一人でも多くの方々が本市において就農することができるような対策を講じてもいるところであります。ただいま申し上げました本市の担い手支援事業につきましては、北海道の農業担い手育成センターの支援事業を補完する形で運用いたしており、双方の事業を有効活用することで一定の成果をおさめているものと判断をいたしております。

お話しのとおりと雇用再生特別対策事業についてであります。この事業は、新たな事業の展開を図ることで離職を余儀なくされた方々の雇用の機会を創出して、この基金事業が終了した後についても引き続き継続して雇用が見込まれる事業に対し、支援がされるものであります。

そこで、農業の分野におきましても、新たな事業展開を図る場合については採択となる道が開かれておりますが、こうした事業の展開が本市の農業分野で活用できるのか、更には求職の

状況なども含めて可能かどうかにつきまして、今後道の追加の募集もあると伺っておりますので、その方向性を探してみたいと考えております。

前段申し上げましたように、農業の研修は就農を目指す方々にとって欠くことのできない極めて重要なことでもありますことから、こうした研修の場の確保とあわせて、当面は道の支援事業や本市事業の積極的な活用を図ることで、スムーズな受け入れを行ってまいりたいと考えております。こうした事業につきましては、全農家への周知の徹底を初め、東京や札幌で開催される就農希望相談会、更にはホームページなどにおきましても、地域の受け入れ情報として発信するなど、啓蒙・啓発を図ることで新規参入者の誘導と、新規就農者の育成を図ってまいります。

以上、申し上げてまいりましたが、新規参入者や新規就農者の確保・育成、更には農業における雇用機会の創出などは、本市農業振興の上からも極めて重要なことであり、また一方では非常に困難な課題も多いわけではありますが、こうした厳しい時代だからこそ、ピンチをチャンスとしてとらえるという議員のお話も踏まえて、地域の方々とも十分に協議を進める中で、関係機関団体と連携をして、鋭意努めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。（降壇）

副議長（池田 亨君） 相山経済部長。

経済部長（相山佳則君）（登壇） 私から、農地・水・環境保全向上対策事業において、今年度から新たに取り組みされる営農活動支援にかかわってのお尋ねにお答えいたします。

この営農活動支援の取り組みは、作物ごとに地域の農業者の半数以上が参加し、化学肥料と化学合成農薬の使用量を5割以上低減することに加え、エコファーマーの認定を受けることが要件となる先進的な営農活動であり、環境への付加を低減する作物づくりを大きく前進させるものであります。

そこで本市では、西土別、白山、川西の3つの地区で取り組みを進めておりますので、この具体的な内容についてお話をいたします。このうち西土別地区につきましては、10戸の農家でバレイショが10ヘクタール、カボチャが12ヘクタール、白山地区では10戸の農家でカボチャが32ヘクタール、川西地区では20戸の農家でバレイショが58ヘクタール、カボチャが68ヘクタールとなっており、3地区全体では40戸の農家でバレイショが68ヘクタール、カボチャが112ヘクタール作付される計画が立てられ、現在各地区において特別栽培農産物を生産している農家やイエスクリーンの認証を受けている農家が中心となり、こうした方々のノウハウを生かしながら、活動開始に向けた準備が進められているところであります。

また、価格や販路の見通しについてであります。こうした取り組みについては、現在の流通体制や販売形態の実態から、有利な取引や新たな販路の確保につながることは難しいといった面もあるわけであり。しかしながら、今回の取り組みは、仮にコストがかかったとしても、地域の生産者の方々が安全で安心な農産物を生産するという責任と意気込みを持って行われるものであり、このことが本市全体に広がることで産地が形成され、地域ブランドとして育

つものでありますことから、ひいては全国的な市場や消費者からの支持の拡大につながるものと期待をいたすものであります。

更に、農薬のドリフト対策についてであります。この3地区につきましては、農薬等の低減を実施する圃場と、これまでどおり栽培される圃場とを、農道などを境にして設置することや、実施圃場には看板を設置するなど、現在地域全体でのドリフト防止に向けた取り組みが進められているところであります。本市における営農活動支援の取り組みは今年がスタートの年となりますが、クリーン農業の推進にあつては、農業者みずから安全で安心な農産物を生産するという食の原点にかかわる取り組みが、本市農業の発展に大きく寄与するものでありますので、今後においても地域と関係機関が連携を密にして、この推進に努めてまいります。

また、堆肥の有効活用という観点から、安全・安心な農業の確立や堆肥の生産、更にはバイオマス利活用施設の建設など、各種の各連する施策について単独に進めることなく、横断的に整理し、具体化すべきとの御提言がございました。この堆肥の生産やバイオマス利活用施設の建設に向けた取り組みにつきましては、本市農業の根幹である土づくりにおいて、特に基本となる極めて重要な施策であり、まさに本市が目指している環境と調和した持続可能な農業の展開につながるものであります。

お話にありましたように、化学肥料を減らしても、堆肥を導入することで収量のアップが図られることは、農村塾での実証結果においても明らかとなっておりますが、これら堆肥の活用に向けた各種の取り組みは、安全で安心な農業を推進する上において、どれ一つをとっても単独では効果が上がるものではなく、こうした事業を一体的に進めていくことが、より大きな効果をもたらすものとするものであります。

したがいまして、これらの事業の推進においては、本年度から新たに取り組む予定の堆肥利活用推進事業などを含め、各事業間の整合性を図ることで実効性が上がるものとなりますよう、この推進に努めてまいります。

以上、申し上げます。答弁といたします。（降壇）

副議長（池田 亨君） 土岐建設水道部長。

建設水道部長（土岐浩二君）（登壇） 私から、市内周辺地区の住宅対策についての御質問にお答えいたします。

最初に、多寄地区の公営住宅の状況についてであります。現在の管理戸数は12棟35戸でありまして、そのうち29戸が入居し、6戸が空き住宅となっております。昨年3月に策定いたしました公営住宅ストック総合活用計画におきましては、昭和34年度建設の1棟5戸を用途廃止し、新たに1棟2戸の住宅を平成24年度に建設する予定となっております。お話しのとおり周辺地区の住宅対策に関しましては、これまでの御質問にお答えしてまいりました内容を踏まえ、ストック総合活用計画の中に盛り込んできたところであります。老朽化の著しい団地の建てかえを優先する中で、順次整備を進めてきているところであります。

次に、高齢者専用賃貸住宅についてのお尋ねがありました。

適合高齢者専用賃貸住宅につきましては、関係法令の改正により、平成19年5月から医療法人による整備管理が認められることとなりました。その内容につきましては、高齢者が住宅にいながらにして見守り、介護、看護及び医療等のサービスを受受し、安心して地域で暮らすことのできる住環境が整備された住宅のうち、厚生労働省が定める基準に適合するものとなっております。国土交通省におきましても、建設整備費等の助成や税制面における一定の優遇措置が設けられているものであります。

そこで、この制度を活用しての民間住宅を誘致してはとの御提言であります。今後そのような計画があった場合におきましては、本市といたしましても国や道との連携の上、十分な支援体制を整えてまいりたいと存じます。

また、これに類する公営住宅の整備についてのお尋ねであります。ケア付きのシルバーハウジングやコレクティブハウジング等が考えられるところでありますものの、本市の公営住宅ストック総合活用計画におきましては、その整備計画は具体化されていないところでもありまして、現段階での実現は難しいものと考えております。

しかしながら、今後の公営住宅整備に当たりましては、これまでのバリアフリー化を更に一歩進めたユニバーサルデザインでの建設が義務づけられたところでもあり、このことによりまして、十分高齢化対応が図られるものと考えているところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、新築後の旧多寄小学校解体跡地を利用しての住宅団地建設についての御質問がありました。小学校跡地への新たな住宅団地の整備につきましては、空き住宅や入居申し込み状況を勘案いたしますと、その必要性は必ずしも高いものではないと考えられるところでありまして、現時点での新団地建設につきましては、やや困難であると考えております。また、その利活用につきましては現在のところ具体策はございませんが、地域要望や関係する方々との協議を進める中で、長期的な展望に立った有効策につきましては、今後検討をしてまいりたいと存じます。

以上、申し上げます。答弁といたします。（降壇）

副議長（池田 亨君） 松川農業委員会会長。

農業委員会会長（松川英一君）（登壇） 農地法の改正について、私からお答えをいたします。

士別市農業委員会は、農地は耕作者みずからが農業経営として有効活用を図るため所有することを基本理念として、全国農業会議所を通して農地の権利移動の規制を堅持し、株式会社など、一般の法人の農業参入に反対をしてまいりました。

しかし、食料自給率の低下、経営者の高齢化に伴う離農、後継者不足、不在地主の増加による耕作放棄地の拡大などを背景に、食料自給力の強化を図る上で貴重な資源である農地の利用を促進する必要があるとの観点から、政府は本年2月24日に農地法の改正案を閣議決定し、通常国会での改正に向けて準備を進めております。その内容は、農地制度について所有にこだわることなく、農地の適正な利用が図られることを基本とする制度へ再構築するものとして、農地転用の規制強化とあわせて、懸念しておりました一般企業の参入を利用権により認めること

となっております。

神田議員の御指摘のとおり、企業参入に当たっては参入の地域、参入方法、生産手段、保全管理、地域農業者との協力体制の構築など危惧される課題はありますが、農地法の改正がなされた場合には一般企業の参入を認めざるを得ないと考えております。しかし、企業参入の許可に当たっては、まず参入地域の適否、農業生産技術の有無、地域農業への理解、協力関係の構築などについて、企業理念を十分考慮しながら取り組んでいきたいと考えております。

次に、農業生産法人についてであります。現在士別市には一戸一法人から株式会社など、27の農業生産法人がございます。その経営内容につきましては、農畜産物の生産販売のみを行っている法人がほとんどであります。農作業の受託、農畜産物の加工販売やレストランの経営など、法人の特性を生かしながら農業の新たな可能性を求めて、さまざまな取り組みが行われております。

経営状況につきましては、規模拡大が農地の分散を招き、作業効率、生産性の低下により、年々売り上げ高の減少している法人も見られますが、平成19年度決算報告によりますと、それぞれの農業生産法人の販売実績は1,200万円から10億2,000万円となっており、おおむね順調な経営で推移をしていると思われまます。これらの法人において地域との連携を図り、地域との良好な関係を保ちながら、農業生産活動を行っているものと理解をしております。

以上を申し上げます。答弁といたします。（降壇）

副議長（池田 亨君） 6番 粥川 章議員。

6番（粥川 章君）（登壇） ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、2009年第1回定例会に当たりまして一般質問を行います。

まず、さきに通告いたしておりました朝日町の地域交流施設の建設につきましては、昨日菅原清一郎議員から質問があり、私のお聞きしたかった内容につきましても市長、副市長からそれぞれ一定の答弁がなされておりますので、重複を避けまして質問を取り下げますが、2010年建設予定のこの施設につきましては、宿泊、入浴、交流の機能が要求されるものと考え、これらの機能を分散することなく一体的な管理運営をすることが必要であると私は思いますので、現朝日山村研修センターに併設しようとする市の考えで進めていただきたく要望するものであります。

次に、朝日共同墓地の水道施設についてお尋ねをいたします。

朝日共同墓地の水道施設につきましては、現在の火葬所付近に地下水を利用した水道施設となっております。墓地はこの場所より離れた小高い丘にあることから、高齢者の方から、墓地敷地内に水道を設置できないかとの要望が出されています。墓参の機会につきましては、年間限られた日数であることは理解をいたしておりますが、本年、この火葬所が解体され、周辺も整備されることが予想されますが、このことについて何らかの方策を講じる考えはありませんか、御見解を伺います。

次に、市立病院についてお伺いをいたします。

多くの自治体でおもりとなっているのが、公立病院の経営悪化とされています。経営悪化の原因は、医師不足や医療費の抑制によるものとされ、医師の確保につきましては、土別市においては医療機関の充実した旭川市と、地域センターのある名寄市の中間にあるために、確保が難しいとされていました。医師不足による病院収益の悪化は多額の不良債務を発生させ、これらのことから、土別市の最大の課題は市立病院の健全化であるとの認識は市民に共通しているとされておりますが、土別市内の医療機関につきましては、市立病院と、内科を主にした民間病院と診療所となっており、眼科、皮膚科、小児科、整形外科などの診療科目のある市立病院の存在と期待は、市民にとってこれからも大きなものがあり、また地域医療の崩壊は自治体崩壊につながりますことから、田苅子市長は、道医療対策協議会における自治体等広域化分科会委員として、国への要請活動を初め、さまざまな課題に精力的に取り組んでこられております。また病院内におきましても、昨年2月に病院改革推進会議を立ち上げ、既に経営改革プランが示され、不良債務につきましては、病院特例債の発行や一般会計からの繰り入れ等で、年度内に解消されることになっております。

こうした中で2月より、日本消化器科内視鏡学会専門医の固定化、更に4月から内科常勤医師の動員は大きな朗報でありました。既に開設されています脊椎専門外来、療養診察、糖尿病センター、そして21年度に予定されている内視鏡センターの拡張は、大きなインパクトを与えるものと思っております。

お尋ねをいたしますが、私は胃がんや大腸がん検診は、より精密性の高い内視鏡による検査を定期的に受けることが望ましいと考え、今後身近なこの市立病院で多くの方々が受診することができるために、センター拡張による今後の体制や稼働計画について御見解をお伺いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。（降壇）

副議長（池田 亨君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） 粥川議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、私から期待される市立病院について御答弁を申し上げ、朝日の共同墓地の水道設置につきましては、朝日の総合支所長のほうから答弁をいたすことにいたしております。

その地域から、お話しのように病院がなくなるということは、これはもうその地域の活力が大きく失われ、また一層過疎に拍車がかかっていくことは申し上げるまでもないわけでありまして、今時病院の改革プランにおきましても多額の一般財源を投資しながら、来るべきときには必ずこの地域から病院がなくなっていないという大きなみんなの期待を担って、市民と一緒にこの病院を残していこうという決意の結果がああ形になって、今あらわれているのだというふうに理解をしておりますので、その点では、粥川議員がただいま御指摘になっている、まさにそのとおりであります。

そこで、内視鏡センターにつきましては、以前は内視鏡室として運営をしておりましたが、スタッフの充実とともに平成19年4月から、この内視鏡センターとして消化器内科、外科及び呼吸器科が中心となって検査をいたしております、19年度の実績では胃内視鏡、大腸内視鏡

及び気管支鏡などで、年間約2,200件を実施をしてきたところであります。

しかしながら、消化器内科医も多いときには5名いましたが、20年度は1名となり、検査にも支障が出るおそれが生じたので、複数の内視鏡専門医を出張医として招く中で検査に当たってきたところであり、この結果、20年度におきましても、前年度と同程度の検査を実施できる見通しにあります。

各病院におきましては、専門医の配置状況などから、それぞれ特長を生かして診療が行われておりますが、市立病院は消化器外科医、消化器内科医、そして内視鏡技師などのスタッフの状況からいたしますと、内視鏡センターの拡大は、市民に対して最新の医療を提供するとともに、収益の拡大を図ることが可能と考えて、病院改革プランの具体的な取り組み事項として掲げたところでありますが、これを行うには消化器内科医の増員がどうしても、これは必要になってくるわけでありまして。幸いにして、本年1月には、内視鏡専門医の資格を有する消化器内科医が2月から着任することがわかりましたので、早速病院内にこの内視鏡センター拡張プロジェクトチームを立ち上げて、種々検討を重ねてきたところで、この検討結果をもとに、さきの第2回臨時会におきまして、国の第2次補正予算を活用し、改修工事を1,000万円で実施をすることといたしました。

改修に当たっては、2階売店スペースを内視鏡室の一部として活用することとする中で、今まで検査を受けた方々からの各種御意見を踏まえて、新たに患者待合室及びトイレを併設いたします。また、これまで検査台1台で対応してまいりましたが、これを2台にして同時検査を可能にするとともに、最先端の内視鏡機器をリースで導入するほか、医療スタッフも数名増員することで、取り扱い件数で1,000件の増、収益で3,000万円の増収を見込むなど、現段階では5月中開設をめどに、上川北部でも有数の内視鏡センターを目指してまいりたいと考えております。

なお、内視鏡センターの拡張に伴って、2階の売店を1階食堂隣に移設するとともに、昨年3月から休止をしておりました病院食堂につきましては、営業時間を昼間に制限することとなりますが、営業を再開する方向で、現在検討をいたしているところであります。

以上を申し上げます、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（池田 亨君） 城守朝日総合支所長。

朝日総合支所長（城守正廣君）（登壇） 私から、朝日共同墓地の水道施設についての御質問にお答えいたします。

現在、朝日共同墓地における水道施設につきましては、議員お話しのとおり火葬場に併設されており、墓参者の給水は、この設備を利用している状況にあります。墓地は丘陵地のため、坂道を登ることに加え、距離的にも離れておりますことから、高齢者の方にとって不便さがないとは言えませんが、近年の墓参につきましては、大方の方が自家用車で来所されていることが実態になっております。仮に、墓地敷地内に水道施設を設置するとすれば、方法として幾つか考えられますが、地形や位置の関係から相当の工事費が見込まれますことから、現実的には

難しいものと考えております。

新年度におきましては火葬場の解体を計画しており、跡地整理にあわせて周辺環境整備を予定しておりますので、その中で給水施設も新たなものを現在地付近に整備することにしております。墓参される方には従前の利用方法と変わりませんが、諸事情を御理解いただくよう努めてまいりたいと思っております。

以上を申し上げ、答弁といたします。（降壇）

副議長（池田 亨君） 16番 斉藤 昇議員。

16番（斉藤 昇君）（登壇） 2009年第1回定例会に当たり、一般質問をいたしたいと思いません。

質問の第1は、21年度市政執行方針と予算編成についてであります。昨日来、同僚議員の方々がさまざまな問題を取り上げて質問をいたしております関係上、私もこれらと重複しない範囲において簡単に質問をしたいと思いません。

21年度予算における、特に今度の予算を見させていただいたら、市長の任期中最後の予算になるようでありませうけれども、非常にいろんなところに、厳しい財政の中でも一定の配慮をされた予算編成に当たられて、福祉や、あるいは社会保障の面でも、新規事業も随分取り入れられているというふうにお見受けをいたしたところであります。そこで、特に新規事業について、ソフト事業や、あるいはハード事業、その内容をいま一度詳しく説明を求めておきたいと思うのであります。

また、病院の問題も取り上げられてまいりました。しかし市政執行方針でも、本市行財政運営の最大の課題は何と云っても病院の健全化であります、こう述べられているのでございます。全国的な医師不足の中にあつて、常勤医師が新たに2名増えられて、13名体制から15名体制になったというのは、非常に市民にとっても喜ばしいことでもあります。

そこで、今後の病院の改革プランの見通しであります。これら2人の新しい医師の赴任によって、収支についてどんな見通しを立てられたのか。また、今、内視鏡の問題は答弁されましたけれども、その内視鏡のほか、収益増のための新たな診療など、どんな工夫を21年度はされて改革プランが必ず実行できる、そういう自信を持って事に当たられていくのかどうか、この点もお聞かせいただきたいと思うのであります。

国の特別交付税、これなんかも過疎地域のため不採算地区、こういうところに特別交付税で財政措置が予算化されておりますけれども、土別の市立病院に対する国の財政措置はどの程度なされたのか、この際、明らかにしていただきたいと思うのであります。

また、病院の改革プランに基づく一般会計の新たな負担、これらは新たな赤字は考えていないということだと思ふんですけれども、これらのプランの実効性と土別の一般会計、財政の見通しと総合計画との整合性、これらについて、21年度はどう考えて予算執行に当たられていくのか、この際、明らかにしていただきたいと思うのであります。

また、自動車関連の事業の固定資産税が先に予定納税されたけれども、7,000万は返納しな

ければならない、こう言われているのだけれども、法人市民税の減収や地方交付税の今後の方向など、財源についても総合計画の達成と財政健全化がきちんと図られる、そういう見通しを立てておられるのかどうか、この点も明らかにしていただきたいと思うのであります。

そして、市長としてこの21年度予算について非常に御苦労なさったと思うのだけれども、どういう自己評価をされているのか、この際、明らかにしていただきたいのであります。

質問の第2は、市政情報の公開についてであります。

市政執行方針で市長は、行政情報の提供はもとより、市民からの情報の収集や交換など、情報の共同化を図ることは重要かつ不可欠な取り組みであり、特に情報提供の効果的手法である広報紙やホームページについては、わかりやすさへの配慮などとともに、内容の充実に努めてまいりますと述べられているのであります。近年のインターネットの普及により、ほとんどの自治体でホームページが公開されています。土別市のホームページへのアクセス件数、これはどの程度、土別市のホームページに全国からアクセスが行われているのか、この際、明らかにしていただきたいと思います。

私も、折に触れてほかの自治体のホームページにアクセスする機会があり、非常に参考になることが多々あるのであります。自治体の行政情報を、市民だけでなく全国に発信できる手段としてのインターネットは、自治体の宣伝にとっても重要な役割を果たすと思うのであります。土別には、市政にかかわる各種の審議会や委員会が多数あります。それらの審議状況をホームページで公開すること、これが必要ではないでしょうか。教育委員会や農業委員会など、会議録を整備されているところはすぐにでも実行に移せるのではないのでしょうか。ほかの自治体でも、これら各種の審議会を、その会議録を詳しく公表している、そういうところも増えてきているのであります。ぜひ、本市でも実現されるよう検討を求めるものであります。

質問の第3は、環境基本条例と基本計画についてであります。

環境問題は、地球環境に始まり全分野にわたる、非常に広いものでございます。新しく、初めて環境基本法に基づいて市町村で条例、計画が立てられる。そこで、これらの策定にかかわる庁内体制、これはどういう庁内の体制にしていくのか。あるいはまた、土別市の環境条令でありますから全市民に関係するものであります。市民が、つくり上げる時点から参加していくその手法、これらについて明らかにしていただきたいのと、更に計画が策定されてほんとに条令を議会に提案するのではなく、これは議会としてもこれから考えることでありますけれども、事前の説明、議会の意見も取り入れてつくり上げていくことと、そういう体制も持っていただきたい、こう思うのだけれども、いかがでありますでしょうか。

また、計画の作成にかかわって、未利用資源に対するエネルギーの活用、これらは土別市の地域新エネルギービジョンの中で明らかにされておりますけれども、これらエネルギービジョンの一層の具体化、これをそのために努力を払っていただきたいと思うのであります。そして市の公共施設でも、太陽光発電の導入でありますとか、あるいは氷室、バイオ、あるいはケナフなど、さまざまなものが考えられるのだけれども、これらも広く検討を加えられていく、こ

のことを求めておきたいと思うのであります。

質問の第4は、住宅用火災警報器の設置についてであります。

消防法の改正によって、住宅用火災警報器の設置は、平成23年5月末までに取りつけるよう義務づけられたのでございます。市政執行方針でも、住宅用火災警報器の設置を推進するなど、市民の生命と財産の保護に当たってまいりたいと述べられております。これまで設置に向けて、市民に対してどんな啓蒙・啓発を行ってきたのか、そして土別でもどの程度設置されているのか、その設置状況について調査は行われたのか、どの程度普及されていると考えているのでしょうか。23年5月末までに設置するとなると、どういう手法をもって、市として設置のために市民に啓発していくのでしょうか。

隣の名寄市を初め、かなりの市町村の中でも、設置促進のため自治会で共同購入をして安く取りつける方法でありますとか、あるいは生活保護の受給世帯や低所得世帯への公費助成を実施する、そういう自治体が随分増えてまいりました。土別市としても、設置の促進のためにも、これら生活保護受給世帯や低所得世帯や高齢者世帯など、助成を考えるべきではないか。以前、菅原議員の質問に対して、なかなか難しい、こう答弁もされておりましたけれども、非常に他の市町村でもこの設置に対して力を入れている、そのための助成も行っている。土別市としても、大した額ではないのだからつけばいいのだと言うのではなくて、大した額ではないと言うのであれば、そういう温かい助成を行うこと、これが求められているのではないかと思うけれども、いかがでしょうか。

あるいはまた、市民の賃貸住宅やアパートやマンション、こういうところは設置義務はどこにあるのでしょうか。家主がどんな義務を負わされるのか、この点についてはどうお考えでしょうか。

また、市が貸与しております緊急通報装置。ひとり高齢者の家庭などに通報装置を貸与しておりますけれども、これは熱の感知しかありません。今、設置が義務づけられているのは煙の感知器であります。ですから、この熱感知器だけの緊急通報装置、これと煙感知も一緒に感知できるような、そういうシステムにしなければ、煙感知器をつけないで熱感知器だけだと、例えば火が回って熱くならなければなかなか感知ができない、その前に煙で命を落とす、煙が先に出ていく。だからこれらと連動する、そういうことも必要ではないか、こう思うのだけれども、どう考えていらっしゃるのでしょうか。

設置義務化の期限が決まっている土別の消防事務組合の消防職員にどの程度つけているのか聞いてみましたがけれども、やはり消防として、消防法が改正されて力を入れているのだから全員つけようではないか、こう言って、消防の職員は全員が設置したと聞いておりますけれども、市の職員の皆さんの設置はどのぐらいなのでしょう。設置のための啓蒙でありますとか、あるいは土別のいろんな事業所、あるいは自治会、こういうところにも折に触れて、自治会長さんの会議でも話をするとか、あるいは共同購入を行うための方策をとるとか、そういう職場でも地域でも設置のための努力を市が行うこと、そのために努力をしていただきたいと思います。

けれども、答弁を求めたいと思います。

質問の最後は、上土別地区の国営農地再編整備事業であります。

本年から事業に着手して、150億の予算をかけて28年完成に向けてやられていくようであり
ます。

1つは、事業実施地区の現在の作付状況と転作の状況についてどうなっているのでしょうか。

2つ目には、地区内における農業者の後継者はどのくらいいらっしゃるのか、この点はどう
把握しているのでしょうか。

3つには、今後は離農する農家はどのくらいあるのか。そして、その後の対策はどうか。
1つの農業法人ができたと言われておりますけれども、その後の農業法人のできぐあい、設置
の見通し、これはどうなっているのでしょうか。

4つには、工事期間中の農業者の所得はどのように確保されるのか。結局水田1枚が4町で
ありますとか5町歩、ヘクタールというのですか、でありますけれども、それだけ大きな工事
でありますと、稲作なら稲作をつくりながら工事をするというのには無理があるでしょう。し
たがって、さきの答弁では、仕事に出るのであれば、そこに仕事の世話をするというようなこ
とを言っておりましたけれども、その程度のことしか考えられないのか。生活の保障について
は、地域の人たちはどうお考えになって、どんな要望が出されているのか、この点も明らかに
していただきたいと思うのであります。

5つには、事業実施にかかわる受益農家の負担。事業の実施前と、それから事業の実施をし
て新しい農地ができる、この価格差はどの程度になっていくと押さえているのでしょうか。市政
執行方針では、平成28年度の工事完了に向けて、年次計画的に基盤整備事業等が進められるよ
う努めるとともに、本事業を契機に、地域が目指している集落営農組織への確立を図り、新た
な水田農業のモデルとして効率・安定的な農業経営はもとより、新規参入や雇用なども創出で
きる農村コミュニティの形成に努めてまいりますと述べております。このようにぜひなって
いくべきだと、私は思うのであります。

しかし、国の農業施策は今後も減反政策を続けるの農家の人たちが生産費を賄える価格も保
障されていない。必要なことは、今頑張っている農業者が展望を持てる農政に転換していくこ
と。地域に定着して、個人農業生産法人や共同利用組織としてみずからが生産にかかわる人を
中心に、青年や他産業からの新規参入を求めて農業生産の担い手を確保すること。そのために
は、国の農業施策が農業の保護と自給率の向上を本当に目指して農業に力を入れていくように、
国の事業として、片一方では基盤の整備をきちっとするけれども、農業に対する施策がおろそ
かでは新規参入も望めないし、市長が執行方針で求めているような、その農業とは反対の方向
に行かざるを得ないと思うのだけれども、国や道を通じて基幹産業である農業をしっかりと守
り発展させていく、そのための土別の考え方を強く求めて頑張りたい。そのことを
心からお願い申し上げて、一般質問を終わるものであります。（降壇）

副議長（池田 亨君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） 齊藤 昇議員の御質問にお答えをいたしますが、大変広範に、多岐にわたっております。あわせて力説というふうな感じで力強い御質問をいただきましたので、きちっとした答弁を、まず最初に私から、21年度の市政執行方針と予算案と、これに関する質問のうち基本的な考え方について、まずは答弁をさせていただいて、21年度の市政執行方針と予算案の詳細であるとか、あるいは市政情報の公開であるとか、環境基本条例と環境基本計画の策定、住宅用火災警報器の設置助成策及び上士別地区の国営農地再編整備事業につきましては、それぞれ本庁担当の副市長並びに各担当部長から答弁を申し上げることにいたします。

御承知のとおり、我が国の経済は世界の同時不況の中にあって企業経営、あるいは雇用情勢など、未曾有の危機的な状況にあります。これが長期化、深刻化することが懸念され、国は昨年10月以降、安心実現のための緊急総合対策、あるいは生活対策及び生活防衛のための緊急対策を講じ、経済の立て直しを急務といたしているところであります。こうした情勢の中での21年度予算編成となりましたが、本市においても経済悪化の影響から、法人市民税が大幅な減少見込みにあるなど、依然として歳入の確保が厳しい状況の中で、少子高齢社会への対応を初め、農林業、商工業、環境など、さまざまな分野での課題解決に向けた施策の構築に努めたほか、本市最大の課題でもあります市立病院の健全経営のため、改革プランに基づき一般会計からの新たな繰り出し措置をするなど、士別市総合計画の実現に着実に取り組む予算となるよう努めたところであります。

また、今回の国が講じた経済対策におきましては、各自治体の主体性を重視し、積極的に活性化対策を講じることができるよう地域活性化生活対策臨時交付金として措置され、約3億7,500万円の交付となることから、本市におきましても地域経済の活性化を主眼として、市の一般財源を上積みし、21年度予算と一体的にとらえる中で、各種施策を講ずることとしたところであります。

そこで、これらの施策を含んだ21年度における新規事業や拡大・充実する事業についてであります。ソフト事業では従来の施策の継続を基本といたしましたが、住民福祉分野では、新たな事業として20年度から実施したふるさと寄附金のうち、すくすく子育てプロジェクトに多くの寄附が寄せられたことから、これらの方々の意思を最大限に尊重し、市立保育園、へき地保育所、幼稚園、認可外保育所、つどいの広場に遊具、絵本等を充実するすくすく子育て支援事業を実施するほか、総合的な食育推進に向け、食育推進計画を策定するとともに、自治会の防犯街灯の助成については、1戸当たりの負担額に差があったことから、負担の大きい自治会に対して助成を拡大し、介護保険利用料軽減対策事業では、非課税世帯のデイサービス利用を対象に加えて実施してまいります。

また、経済情勢の悪化などから、出産、育児、教育などに不安を抱える家庭が増えている状況の中で、3歳未満児、障害児などの保育需要の急増に対応するため、市立保育園の保育士の増員、認可外保育所に対する補助基準の拡大、妊婦健康診査の公費負担による健診回数を5回から14回にいたすとともに、超音波検診についても1回から6回に拡大するほか、大学あるい

は専門課程での修学希望者のニーズにこたえ、修学資金貸付金を月額1万8,000円から2万5,000円に増額するとともに、償還期間の延長をいたすものであります。

次に、農業施策では、肥料コストの低減による生産性の向上、安全な農産物の生産を目指して、しべつ農村塾による新たな取り組みとして、堆肥利活用推進事業を実施するとともに、20年度補正予算により対応した土壌分析診断助成事業を21年度も予算措置をして、全農家の土壌分析を実施をし、農地・水・環境保全向上対策事業では、環境負荷低減に取り組む3地区に支援措置を講じたほか、JA北ひびきとの連携により、子供農村交流受け入れモデル事業を実施してまいります。

更に、地域経済が疲弊をしている状況を踏まえて、国の経済対策と歩調を合わせ、サフォークスタンプ強化事業、地域振興券発行事業に対する助成措置を講じ、地元消費の拡大に努めるとともに、21年度からの3カ年の時限措置として住宅改修促進助成事業を実施するほか、道北圏域の各市町村あるいは観光協会との連携によって、国内外の観光客の誘致を進める広域観光誘致活動推進事業、観光協会交流誘致活動支援事業などに新たに取り組んでまいります。

ハード事業では、待望の上土別国営農地再編整備事業の28年度事業完了に向け本格的な作業に取り組むとともに、世界のめん羊館の改修によるめん羊工芸館の整備、観光牧場の羊の増頭に対応するためサフォーク羊舎建設、2カ年事業で市内一斉通信等の防災体制を整備する防災行政無線システム導入事業、朝日地区の地域交流施設整備に向けた実施設計のほか、ふるさと寄附を活用したホテルの里見学路の整備などを実施してまいります。

また、国の1次補正による多寄小学校改築事業のほか、地域活性化生活対策臨時交付金事業としてサンライズホール改修事業、三望台シャンツェ補修事業、総合福祉センター多世代スポーツ交流館改修事業、全小学校のコンピューター教室の機器の更新・充実を図る情報処理教育推進事業などについて、21年度の新たな事業として取り組んでまいります。

21年度の予算編成に当たりましては、ただいま申し上げました新たな事業などのほかは、従来からの施策においても後退させることのないように努めてきたところであり、現在の市民の置かれている状況を考慮し、生活者の視点を見据えるとともに、病院経営の問題も含め、地方自治体を取り巻く厳しい環境の中にあっても、土別市総合計画の実現による住民福祉の向上が確実に図られる予算となるように意を配し、編成をしたものであります。

以上、私から申し上げて、答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（池田 亨君） 相山副市長。

副市長（相山慎二君）（登壇） 斉藤議員の質問のうち、私から21年度市政執行方針と予算編成にかかわるお尋ねのうち、病院改革プラン及び一般会計の今後の財政見通しなどについて、更に市政情報の公開、住宅用火災警報器の設置助成について御答弁を申し上げます。

最初に、病院改革プランの今後の見通しであります。

市立病院の経営悪化の最大の要因は、医師不足による収益の減少にあり、このため改革プランでは医師の確保、更には看護師の確保を経営健全化の最大の取り組み事項と位置づけをいた

し、昨年10月に医師研修医・看護師確保プロジェクトチームを立ち上げたところであります。これにかかわっては、広報紙を活用した市民からの情報提供、奨学資金制度の創設、医師の待遇改善などについて検討してまいりました。

その結果、消化器内科医師が2月から着任するとともに、4月から新たに1名が着任する予定にございまして、改革プランの収支計画の基礎としていた常勤医師が13人から15人体制となるものでございます。このことにより、外来診療などで一定の収益が確保できる見通しとなりますが、更なる収益を確保するためには、現在休床している一般病棟40床の再開が最善でありますので、引き続き医師の確保に努めるとともに、新たな看護師の確保に努めてまいりたいと存じます。

また、新たな医師の着任による内視鏡センターの充実等につきましては、先ほど粥川議員にお答えしたとおりであります。更に、MRIを21年度に更新いたす予定にございまして、脊椎外来や整形外科領域において診断能力の向上が見込まれるとともに、これを活用し、新たに脳ドックの実施や、現在人間ドックのオプション検査として実施をいたしております動脈硬化検査、内臓脂肪検査、骨密度検査について、これらをセット化し、複数検査をした場合には割安にするなど、検査件数の増加に努め収益の確保に努めてまいります。

加えて、特定健診につきましては、健診対象者から人間ドックとの健診内容の違いに対する問い合わせが多く、これまでと同じ健診を望む市民もおいでになりますことから、新たに特定健診の対象項目のほかに自己負担での健診項目を追加し、通常の間ドックに近い健診ができないか検討を進めているところであります。可能となれば、できるだけ早い段階から対応をいたしてまいりたいと考えております。

一方、費用であります。人件費では、医師の増加及び待遇改善のために診療業務手当を創設したことにより増加が見込まれますけれども、20年度に退職したコメディカル部門の職員については原則不補充とするとともに、管理経費につきましても極力抑制を図るほか、外部委託の可能性について鋭意検討を行い、費用全体の節減に努めてまいります。

これらのことにより、21年度の一般会計からの繰入金につきましては、改革プランと比較して、新たに制度を創設した医師修学資金貸し付けに係る経費が増加となりますが、他は改革プランと同額の繰入金をもって予算を計上いたしたところにございまして、今後とも改革プランの着実な達成を目指してまいりますけれども、病院経営は患者数等の動向等々で収益が増減することもありますので、基本的には新たな不良債務を発生させないということを第一目標として、今後の病院の健全化に努めてまいりたいと考えております。

次に、公立病院に関する国の財政措置の改正についてであります。

国は、近年の地域医療が医師不足等により深刻な状況にあることを踏まえ、全国どこの地域においても安心して地域医療が受けられるよう、公立病院に対する地方交付税措置を21年度から700億円程度拡大することを決定いたしたところであります。そこで、その主な内容についてでありますけれども、まず特別交付税では、過疎地域等における不採算地区病院の要件を

100床以下から150床未満に拡大し、1床当たりの交付税措置68万円を8割程度増額するとともに、周産期医療病床単価243万8,000円を5割、小児科医療病床単価95万8,000円を4割程度増額するほか、救急医療施設の措置額を5割程度増額し、普通交付税に移行することとされたところであります。

このうち、本市立病院に係る措置は救急告示病院として、救急医療施設分で12月の特別交付税で措置されております、平成20年度の算定額が2,530万円でありましたので、仮に5割の増額が措置されますと、約1,260万円の増と見込んでおります。また、普通交付税の措置では、20年度の1床当たりの単価48万2,000円が59万円程度に引き上げられる見込みであります。本市の現在の病院は、許可病床数が一般病床200床、療養病床が30床、計230床で、そのうち一般病床40床を休止し、190床で経営をいたしておりますが、普通交付税算定においては17年度以降、病床削減後5年間は、従来の許可病床を基礎数値として用いる特例措置が講じられていまずので、約2,900万円の普通交付税の増額を見込んでいるところであります。

なお、当初は病床利用率を反映した交付税算定が検討されておりましたけれども、本病院においては普通交付税の、このことにより減額も懸念されましたが、23年度以降の導入に向け具体的に検討するとされたことから、21年度にあっては影響がないものと考えております。

次に、これら普通交付税の増額分を今後、病院会計の繰り出しに上積みするのかというお尋ねがございました。19年の市立病院の操出金は、国の繰り出し基準に基づき約5億9,000万円要したところであり、このうち2億2,000万円が交付税措置され、市の実質的な持ち出しは3億7,000万円と、既に交付税措置を大幅に上回っている状況にあります。更に、改革プランの策定に当たっては、今回の交付税の改正、今後の一般会計への財政収支を視野に入れた中で、独自基準による繰り出しを約1億7,000万円から2億5,000万円と定めたところありますので、当面はこれに沿って対応いたしてまいりたいと存じます。

次に、病院改革プランに基づく一般会計の新たな負担などを含めた今後の財政見通しと総合計画の整合性についてであります。改革プラン策定時の一般会計の財政収支見通しは、20年度の普通交付税決定後、昨年8月時点で総合計画の財政収支試算をベースに試算をいたしたところありますが、その後の世界同時不況の影響などから経済情勢は大きく変貌し、特に景気変動の影響を受けやすい法人市民税や地方譲与税については、21年度では合わせて2億5,000万円ほど、計画時より減収となる見込みになります。

ただ、懸念されていた国税収入の大幅減少に伴う地方交付税の減額については、国は地方の一般財源確保の観点から、臨時財政対策債の大幅増額により対応し、20年度に引き続き、都市と地方の格差是正のための地方再生対策費を措置することに加え、現在の厳しい雇用情勢を踏まえ、地域雇用創出推進費を全国ベースで5,000億円の措置を決定したことにより、総合計画の試算を2億4,000万円ほど上回る見込みにありますので、結果的には税収などの減収分はカバーできるものと考えております。

一方、歳出面では人件費、交際費、扶助費、物件費などについてはおおむね試算どおりに推

移すると見込んでおりますが、20年度に予定納税された法人税の還付が約7,000万円必要となる見込みにあるほか、地域活性化・生活対策臨時交付金事業の実施に伴い、22年度以降の事業についての前倒し実施や住宅改修に対する助成措置など、新たな施策の財源として約1億2,000万円を要するなど、21年度については計画を上回る歳出を見込んでおります。

しかしながら、これら事業の中には、当初の計画では地方債の発行や備荒資金組合での資金を調達して実施する予定事業もあったことから、後年度においてはこれらの償還が軽減されるものと推計いたしておりますし、税の還付についても、後年度に普通交付税において精算措置がされることから、総合計画期間中の収支については大きな影響は生じないものと考えております。

また、21年度予算における総合計画との整合性についてであります。市の行政文書などのデータ管理などをする電子市役所整備事業については、他のシステム整備とあわせて実施することとし、博物館、展示室リニューアル事業については、全体的な計画の見直しを図ることから後年度に先送りしたところでありますが、その他の事業につきましては、単年度事業から2カ年事業への変更、あるいは内容精査による事業費の変更がありますものの、おおむね総合計画の予定事業については予算措置ができたところであります。

次に、市政情報の公開についてでございます。

市民主体の自立したまちづくりを築くためには、多くの市民の皆様が市政運営に参画していただき、その英知と行動力を発揮する仕組みづくりが大切であります。このため、各種審議会等などを通じ、市政への参画機会を拡大するとともに、地域が抱える諸課題の解決に向けた市民と行政との共同の取り組み、更には行政の持っている情報を積極的に提供することにより、共有化を進めることが極めて重要でございます。

市政情報につきましては、これまでも市の広報紙やホームページの掲載、情報公開コーナーへの配架等により、市民への情報公開に努めてきたところでありますが、お話しがありましたように、近年のインターネットの著しい普及により、本市ホームページへのアクセス件数も年々増加し、トップページへのアクセス件数では、新市としてのホームページ開設後の2年間で、月平均が約1万7,000件だったのに対し、それ以降現在までの月平均では約2万件に増加するなど、ホームページを活用しての情報公開の必要性がますます高まってきております。

そこで、各種委員会等における会議日程等の事前周知や会議録等をホームページに掲載することについてでございますが、各種委員会等の会議については原則公開することを基本としておりますが、委員会の性格や審議内容によっては公開することにより議事運営に支障があるなど、非公開とする場合もございます。

こうしたことから、ホームページで会議等に係る情報を公開するに当たりましては、委員会ごとに公開できる範囲や形式などについて、今後十分検討しなければならない課題もございます。しかし、市政情報を積極的に公開することにより、市民に市政に対する理解と関心を高めいただくことは何よりも大切なこととありますので、ホームページの内容充実に向け、21年

度にホームページ作成ソフトの更新を予定いたしており、この更新にあわせて教育委員会、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会を含め、会議日程や会議録等を可能な限り公開していくことで対応してまいりたいと存じます。

次に、高齢者、低所得者を対象にした住宅用火災報知機の設置助成についてでございます。

住宅用火災報知機の設置につきましては、消防法の改正により平成18年6月から施行され、既存住宅につきましては5年間の猶予期間の後、平成23年5月末日までに設置が義務づけられております。これまで消防本部において広報しべつに掲載するとともに、毎年チラシの全戸配布や看板、のぼり旗の設置、あるいは消防のホームページの掲載のほか、住宅用火災報知機の設置の文言を入れたうちわを作成し、啓蒙・啓発に努めてきたところであります。この設置状況の把握につきましては難しい現状にありますが、全国的な推計では20年6月時点で36%程度の普及率とされており、本市においてもJA北ひびきが独自の取り組みで農業組合員の積極的な設置を進め、4割を超える農家の方が設置されております。市の公営住宅にあっては、21年度に全世帯の設置を終えることとなっております。

ただ、その他の一般家庭においては、設置期限までに期間があることやマンション、アパートなどは基本的には貸し主に設置義務がありますけれども、これらの方々はどういった場合に設置が必要なのかなどの情報不足などから普及は進んでいないものと推察され、市の職員に聞き取り調査した結果では、約2割程度の普及にとどまっている状況にありますので、今後消防事務組合とも連携し設置状況の把握に努めるとともに、更に積極的な周知啓発に取り組んでまいらなければならないものと考えております。

次に、低所得者あるいは高齢世帯などへの設置費助成等についてでございます。

昨年の第3回定例会でお話もありましたように、菅原議員にお答えしたとおり、費用については高いものでも1個約6～7千円であり、10年間程度これが使用できるということから、その時点では市の担当者として、設置費用に対する助成については考えていないということで答弁をさせていただいております。基本的には、その考え方に今変わってはおりませんけれども、火災被害を最小限にとどめるには重要な施策であることや、地域活性化・生活対策臨時交付金により助成措置を講じた自治体もあることは承知をいたしており、議員のお話にもありましたように、自治会単位での設置状況の把握や購入希望を取りまとめた上、市が一括購入することによって市民負担の軽減を図るといったことなどの手法などについて検討してまいりたいと存じます。

また現在、市の施策として、在宅のひとり暮らしの高齢者や重度の身体障害者約120世帯を対象に緊急通報装置の貸与を行っておりますが、この装置につきましては、お話しのように熱感知、ガス感知の機能だけであり、このたびの法で求める煙感知には対応しておらず、これらの世帯には助成という方法ではなく、市の施策による設置や機器の変更などについても、今後検討していかねばならないと考えております。

更に、生活保護世帯への助成につきましては、現在の187世帯のうち109世帯が公営住宅に入

居され、これらの方に対しては市で設置することになりますが、残る世帯につきましては設置状況について把握に努めるとともに、今後の対応について十分配慮をしまいたいというふうに考えております。

以上を申し上げて、答弁といたします。（降壇）

副議長（池田 亨君） 有馬市民部長。

市民部長（有馬芳孝君）（登壇） 私から、環境基本条例と環境基本計画の策定についての御質問にお答えをいたします。

環境問題は、私たちの暮らしに大きく影響を及ぼす問題として、多様化、深刻化してきている現状でもあり、本市における環境を守り、子供たちにきれいな地域を残し、よりよい環境の恵みを受けながら生活を営んでいけるような社会づくりのためにも、条例等の策定が必要であると認識をいたしております。条例等の策定に当たっては、環境整備にかかわってのさまざまな課題を整理し、これらを体系化して各部局間における調整を図るとともに、行政としての取り組みだけでなく、市民、事業所においてもそれぞれの責務に応じた役割分担のもと、自主的かつ積極的に取り組むことにより、環境への負荷が少なく、持続的に発展することのできるまちづくりを構築することを目的として、地域が一体となった形で進めていかなければならないものと考えております。

また、環境基本法では、国は環境保全に関する総合的かつ長期的施策である環境基本計画を定め、地方公共団体は国に準じてその区域内の自然的・社会的条件に応じた環境基本計画を定めることになっております。これらにかかわる具体的な事項につきましては、公害や廃棄物対策、農地環境の保全、森林保護や動植物保護、道路・公園や水環境の管理、生活排水の処理対策や水質の保全、緑地保全及び環境学習の推進など、行政全般にかかわる広範多岐の内容となりますことから、まず庁内協議を行う中、各担当課間への問題提起と課題の整理を行ってまいりたいと考えております。

次に、策定に当たっての市民参画の仕組みづくりについてであります。市民と行政が共通の場で学習する場を設け、また市民、事業所との懇話会の開催、更には市民アンケートを実施し、幅広く御意見、御提言をいただきながら、策定をいたしてまいりたいと考えております。委員の皆様方に対しましては、新たに審議会の設置を予定いたしておりますが、この審議会の答申を得る前に御相談をし、御意見を賜りたいと考えておりました。議会の御意見を尊重し、審議会の議論を十分していただく中で計画策定を進めてまいりたいと考えております。

次に、計画策定にかかわって、未利用資源に対するエネルギー活用についてのお尋ねがございました。

近年、二酸化炭素等の温室効果ガスによる地球温暖化問題が顕在化し、これらの防止策の必要性が国際的に高まっており、温暖化の主な要因である二酸化炭素の排出を見ると、石油等の化石エネルギーの消費が最大の要因となっていることから、地球温暖化問題とエネルギー問題は密接な関係があるものと考えております。こうした背景を踏まえまして、平成20年2月に、

これまで利用していなかった太陽光等を初めとする自然エネルギーについて、基幹産業である農林業分野での活用を初め、各分野での導入を目指し、本市における新エネルギーの複合的な利活用を図るため、士別市地域新エネルギービジョンを策定したところであります。

計画におきましては、地球環境問題やエネルギー問題などに対し地域ぐるみによる省エネルギーへの取り組みはもとより、地域に眠る新エネルギーを初めとした地球に優しいエネルギーの利活用を検討していくことを基本としております。

また、本年度からスタートした士別市総合計画の基本構想においても、安らぎと潤いあふれる環境づくりを基本目標とするとともに、さわやか環境プロジェクトとして新エネルギー導入を目指すことを重点プロジェクトに位置づけるなど、市民や事業者の皆さんの御理解と御協力を得ながら、その取り組みを進めていこうとするものであります。

そこで、議員のお尋ねのありました市の公共施設の太陽光を利用した発電施設設備利用につきましては、道内においても学校、幼稚園、福祉施設等での導入事例もございます。本市におきましては、平成8年度に士別市農畜産物加工施設において、雪を冷熱源とするバレイシヨの貯蔵方式を導入し、品質の向上につとめているところであります。

また、下川町では公共の温泉に製材工場等から排出される端材を利用し、木質ボイラーを導入するなどの取り組みもあり、地球温暖化防止の観点から、これらエネルギー利活用の必要性について十分認識をいたしております。

また、バイオマス利用施設の建設についても検討をいたしているところでもございますし、地球環境によいとされておりますケナフの栽培につきましても調査研究を進めているところでございますが、さきの伊藤議員にも御答弁申し上げましたように、導入コストや運転コスト等を総合的に判断する必要性がありますことから、今後導入の可能性について調査研究を進めてまいりたいと存じております。

以上を申し上げます、答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（池田 亨君） 相山経済部長。

経済部長（相山佳則君）（登壇） 私から、本年事業着手となります上士別地区国営農地再編整備事業にかかわってのお尋ねにお答えいたします。

初めに、事業実施地区内における現在の作付と転作の状況についてであります。御承知のとおり、本地区は本市農業の基幹作物である水稻作の優良地帯であり、受益面積825ヘクタールのうち、その93%に当たる764ヘクタールが水田であります。この水田における転作率は約32%であり、本市全体の転作率が67%となっているところから見ると、その率は半分以下と極めて低く、これまで長きにわたり生産調整が強化されてきた中であって、まさに米にこだわる北限の純水田地帯であると言えます。

また、この地区における農業者とその後継者の状況についてであります。本地区の受益農家数は現在75戸で、経営主の平均年齢は、本市全体の平均年齢と同じく57歳となっております。このうち、後継者のいる世帯につきましては、地区内で実施した意向調査から7戸となってお

り、更に子供さんたちが就学中、あるいは他の仕事を行っているため、現時点では未定となっている世帯を加えると、本市においては新規就農の可能性が比較的高い地域であると言えます。

しかしながら、一方では、同調査において、今後は離農をすると答えた方が16戸あり、更にその後の事業実施に向けた聞き取り調査等においても、将来的には離農も考えているという方が9戸ありましたことから、受益農家の3分の1に当たる25戸の方々が必要期間中、あるいは事業完了後に離農されることも考えなければなりません。

このような状況から、個別経営だけでは今後において発生する離農農地を集積することが限界となり、更には稲作に不可欠な地区内の用排水路の維持管理も困難となることが十分に想定されるため、地域農業者の方々の熱い思いが結集される中で、本事業による大規模で効率的な生産規模への改良、そして次代を担う経営体を確認、小規模農家、高齢農家も含め、また新規就農や新規参入など、新たな担い手の受け皿ともなり得る4つの集落型経営体を目指すことが決断されて、今日まで精力的な活動が展開されてきたところであります。

この集落型経営体への取り組みにつきましては、地区内で最も大きい受益面積を持つ兼内地区で、お話にもございましたが、平成19年4月において農業者6名による株式会社ファーム6・6が既に設立されておりますが、高齢化が一番進んでいた兼内において将来を担う農業生産法人がいち早く組織されましたことは、高齢農家に大きな安心感を与えたことはもとより、他の3つの地区におきましても、このことによって、当初は平成24年度に計画されていた集落営農への組織化を前倒しで行うことが検討されるなど、その波及効果は大きいと考えているところであります。

このような中で、平成22年度から着工される工事期間中の農業者所得はどのように確保されるのかのお尋ねであります。各年度における実際の工事につきましては、地区の要望も踏まえる中で、これまで基幹作物の水稲作付に影響が出ないように、田植え前の春工事や収穫後の秋工事での実施を検討してきたところでありますが、春先や秋口は圃場の土壌水分が多いため、この時期での大型機械の乗り入れはその後の生産物収量に悪影響を及ぼすこと、更には各年度ごとの事業量も最大時には180ヘクタールとなり、工事に相当の日数を要することなどから、困難と判断せざるを得ない状況にあります。

このため現在は、各農家ごとの基盤整備を複数年度に分けて実施することで、水田の作付を一部で行いながら、当該年度における施工箇所にあっても着工前の7月中に収穫可能な転作作物を導入することで一定の収入を確保することが可能となるように、旭川開発建設部や地元期成会を初め、各関係機関との協議を進めているところであります。また、これらのことに加えまして、今後地域の方々から希望があれば本工事への地元雇用を要請するなど、工事期間中の農業経営への影響を最小限にとどめることができるように努めてまいります。

次に、事業実施にかかわる受益農家の負担及び事業実施前と実施後における農地の価格についてであります。

旭川開発建設部による現時点での試算で申し上げますと、区画整理の標準事業費が10アール

当たり約120万円となり、受益農家の負担はその3%でありますことから、金額にして3万7,000円となります。このことから、地区内における担い手農業者の平均的経営規模、約14ヘクタールで考えますと、1戸当たりおよそ520万円程度の負担となります。しかしながら、この負担分につきましては、償還期間15年の制度資金を活用することが可能であり、この償還におきましては、分散した農地を集積するなど一定の要件を満たせば、国が定める償還利率の5%を1%以下にまで軽減される支援制度が創設されておりますことから、現在はこの制度の取り扱い期間となる、てしおがわ土地改良区において、負担軽減に向けた手続きを進めておりますので、本事業の最終年度までには受益者全員が要件を満たすことで、この制度が活用できますように努めてまいります。

また、事業実施前と完了後における農地価格についてであります。この地域が本事業を導入する目的は、地域の農業と農村を地域全体で次の世代に継承していくことというものでありますことから、事業完了後に農地の流動化がある場合は、この事業に伴って組織される4つの集落型経営体を核として行われることが基本になると考えるものであります。

したがいまして、事業実施後における農地の価格について、現時点において断定的なことは申し上げられないものの、仮に流動化が行われたとして見た場合、事業実施によってその土地に係る農家負担分についても、権利の移動と同時に受け手側に移るものと思われまますので、農地自体の価格については基本的に現在の評価が基準になると考えております。

今年は、念願でありました本体事業が着手される年であります。斉藤議員のお話にありましたように、この事業は今の農業経営者はもとより次の世代にあっても本当によい事業であったと言えるものでなければなりませんし、この事業の効果は本市全体に及ぶものとしなければなりません。このため、事業実施による上士別地区での農村集落の再編と集落型営農の確立が本市農業・農村発展の試金石になるということは、これまでも申し上げてきたところであります。

これまで、4年間の計画期間中、数百回に及ぶ協議が行われる中で若手農業者みずからが農業を語り、地域を思い、しっかりと地域の課題を整理し、それを解決するための目標を定め、その実現のための計画を樹立させてきたことは、地域農業と農村コミュニティ活性化の原動力となっているところであります。必ずや、新たな土別市農業・農村の目指す姿のモデルとして、全市に発信できるものと確信しております。

そして、このことが農業のみならず、地域経済活性化に大きな波及効果を生み出してくれるものと、大きな期待をいたすところであります。したがいまして、事業実施主体となる旭川開発建設部との連携を一層密にしながら、上士別地区が目指す新たな農業・農村の実現のため、引き続き関係機関が一丸となってこの事業の推進に努めるとともに、この事業が今後の国や道の農政の中にあってもしっかりと生きるものとなりますよう、地域としての声をしっかりと出してまいりたいと存じます。

以上、申し上げます。答弁といたします。（降壇）

副議長（池田 亨君） 昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

(午後 0時00分休憩)

(午後 1時30分再開)

副議長(池田 亨君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

13番 谷口隆徳議員。

13番(谷口隆徳君)(登壇) 2009年第1回定例会に当たりまして、通告に従いまして一般質問をいたします。

国直轄事業の推進に係る市の対応についてであります。

去る1月26日に、私ども士別市議会の一党派であります新風会として、国土交通省北海道局に赴き、市と歩調を合わせて事業の推進の進展を図るべく、国営農地再編整備事業の採択のお礼と今後の推進、あわせて関連事業についての地元業者への参加機会の拡大及び資機材の調達、更には北海道縦貫自動車道の建設促進について、依然低迷している北海道経済、とりわけ道北地方の地域経済などの振興を図るべく、その活性化対応について要望をいたしてまいりました。

昨年末、地方分権改革推進委員会では、義務づけ、枠づけの見直しと国の出先機関を見直すなどの第2次勧告が取りまとめられました。その中で、北海道開発局をめぐる論議もありますが、道路、河川、農業などの直轄事業の推進体制及び防災体制の維持など、道内に与える影響も極めて大きいことから、同局の今まで担ってきた地元の産業振興などに寄与してきた経過から考えますと、今後必要であるとの認識のもと、北海道開発体制の維持を北海道局に要望いたしましたものであります。

そこで、国営農地再編整備事業、上士別地区の事業についてであります。ほかの議員からも質問があり、重複を避けて質問させていただきますが、既に市政執行方針にもありましたように、この国営農地再編整備事業は、国の直轄事業として採択されましたことは長年の関係者及び市当局の努力と熱意が実ったものであり、この事業の実施は地域経済に与える影響は大きく、農業経営の基盤整備と経営向上、振興のために寄与するものとして大きな期待を持つものであります。この農地再編事業は、今年度は調査実施年となり、平成22年度から本格着工となるわけですが、現在の進捗状況並びに、今後市として、この事業推進についてどのような要請活動をしていくのかお伺いをいたします。

次に、北海道縦貫自動車道、士別剣淵・名寄間の整備促進についてであります。

特に、長い間にわたって要望されてきたところであり、道央と道北圏を結ぶ流通、交通網の整備は、地元の経済や流通並びに緊急医療体制の整備などの面からも、早期に実現を期待する重要な事業であります。この事業についても、早期実現のために建設促進の要望をいたすものであります。現在の進捗状況並びに、今後市として、建設促進のためにどのような要請活動を進めていくのかお伺いをいたします。

また、関連事業についての地元業者の参加機会の拡大及び資機材の調達についても、地元経済の振興につながるものと思いますが、今後どのような活動を進めていくのかお伺いをいたします。

次に、自治会の活動推進及び地域振興対策についてお伺いをいたします。

私たちの住んでいる日本は、成熟な社会と言われながらも、現実には街の中心部の空洞化が進行し、郊外や農村地域においては依然として自然破壊やスプロールが続いております。とりわけ中山間地においては、2030年までに現在の人口が4分の3程度となる国土交通省白書の試算もあり、社会的基盤を維持していくことすら極めて厳しい事態に陥っているとされております。したがって、これらの地域振興についての施策や政策について十分な成果を上げてきたのかどうか、検証をしてみる必要があると思われま。

それは、1つには人の空洞化。2つには土地の空洞化、農林地の荒廃。3つには村の空洞化であると言われております。更には、誇りの空洞化の現象を伴っていることも重要視しなければならないとされております。本市においても、10カ年総合計画において、地域振興の指針が示されておりますが、地域性を生かしていくことについての具体的な指針や支援などが明確であるとは言いがたいと思います。むろん、近年の市民まちづくりの活動が、市民の協力によって進められていることは認められるものの、それほど広がりをを見せているものとは思えない状況であります。依然として、市街地や地域を単なる消費の場、経済活動の場としての評価傾向が強いような気がいたします。

つまり、地域に根差した伝統文化などが失われていくことによる地域の誇りや、人々の誇りを失うことは、大変重大なことであります。現在、朝日地区においては、先人地域住民の知恵と技術を後世に伝えようと、知恵の蔵委員会が組織され、地域の伝統文化を残そうという取り組みが進められており、まさに地域の誇りを継承していく活動が展開されております。多寄地区においても、ソバ、麦を商品化、またはブランド化し、地域の農業活性化と経済の振興などを図る取り組みがなされ、また上土別地区、温根別地区においても、地域独自の取り組みが進められていると伺っております。

これらの旧市街地などの地域の活動や振興活動について、地域別振興対策が重要と考えますが、市として地域活性化や振興の意味から、今後どのような支援並びにサポートをしていくのか、まずお伺いをいたします。

更に、地域振興の核は自治会組織であります。市民みずからが参画し、地域の振興を図り、生活の場を変えていくという意味を示すことが必要となります。自治会組織の中で、市民みずからが発想し、みずから行動を起こすことが可能な市民自治の実感が生まれてこなければ、豊かな地域をつくることにはならず、市民自治、更には地域の自立が不可欠であります。振興の一つの考え方として、自治会みずからが自治会の自己資金と市からの助成を組み合わせることで活性化につなげていくことなど、自立した自治会活動推進のための支援体制が重要な要素となると思われま。また活動推進を補完し得るかということでもあります。

近年、市民参加、協働社会と言われるように、市民中心の活動が徐々に進められてきており、今後の活動に期待するものでありますが、市民に発言権、提案権、執行権を含めての活動体制をつくり上げていくことが必要だと思います。現在の自治組織においても、市民自治意識の進んでいる組織と、いまだ行政組織の一部の機能しか果たしていない地域があるように聞いております。自治会の活動推進として、自立と相互補完に基づく水平的なネットワーク構造の構築が必要だと思います。地域別、個別的な活動推進計画、つまり総合計画における地域力のより具体的な取り組み及び施策が必要と思いますが、考え方を伺いし、一般質問を終わらせていただきます。（降壇）

副議長（池田 亨君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） 谷口議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、私から国直轄事業の推進に係る市の対応について御答弁を申し上げ、自治会の活動推進、あるいは地域振興対策については本庁担当副市長から御答弁を申し上げます。

初めに、上士別地区での国営農地再編整備事業における現在までの進捗状況と今後の事業推進に関する要請活動についてお尋ねがありました。

本事業では、平成18年度に調査地区として採択される前年に、地元期成会と事業推進本部が組織されて以来、約4カ年にわたるさまざまな協議や調査の中から、集落営農ネットワークシステムの構築による効率的で、かつ安定的な農業経営の確立を目指すための地域ビジョンを策定し、北海道開発局はもとより国土交通省北海道局、農林水産省農村振興局、更には財務省に対する提案活動を続けてきたところであり、この間の努力と熱意が実って、このたびの事業着手となったことはお話しのとおりであります。

そこで、お尋ねの現在までの進捗状況についてであります。この4カ年の事業推進期間中に地区の合意として決定されてきた事項で申し上げますと、大きな項目としては、1つには、4つの集落型経営体を組織することで、労働力や機械利用の調整を可能なものとし、すぐれた経営基盤を持つ担い手の育成、確保を行うこととあります。もう一つは、耕畜連携による効率的で安定的な資源循環型の営農を推進することで、すぐれた土地基盤を形成して、安全で安心な農産物を生産することとあります。このことで、農地の集団化による営農の効率化が図られ、将来にわたって農村機能を維持できることから、新規就農や新規参入の機会が拡大するものであり、更に施設園芸などの導入による経営の多角化も可能となるため、新たな労働需要の創出も期待できるものであります。

また、実際の工事施行に係る大筋での合意としては、受益面積は825ヘクタールとし、水田1枚当たり区画は平均で3.1ヘクタールとすること。地域地区内の用排水路は耕作農道の地中にパイプライン化して埋設し、水田の畦畔は新たな農道として活用できる、いわゆるターン農道として新設することとあります。

更に、地区内で未整備となっている市道は路盤改良して簡易舗装することなどがあり、4月中旬以降に国が行う予定の計画概要公告の後に、受益農家全体による事業実施に向けた本同意

の集約が行われますことから、現在はその準備を進めている状況にあります。

また、今後の事業推進に関する要請活動についてであります。本年度の事業はその後、6月に北海道開発局長と北海道知事との間で本事業に係る協定が結ばれてからスタートするものであり、また旭川開発建設部の名寄農業開発事務所が行う直轄事業と、北海道から受託事業として本市が行う換地事業とに分けて行われます。現在は、事業開始の前でありますことから新たな要請活動を行う状況にないわけではありますが、事業が始まれば、受益地内にある国有地の処理を初め、河川占用許可を受けて作付を行ってきた土地の払い下げなどについて、現段階では想定できない新たな課題も生じてくると考えられますので、事業によって多額の投資を行う受益者に不利益が生じないように、地元関係機関との連携を十分に図りながら、必要な対応に努めてまいりたいと存じております。

次に、北海道縦貫自動車道士別剣淵・名寄間の整備促進に向けて、市の対応についてお答えをいたします。

高速道路は、時間の短縮はもちろん行動圏の拡大による観光の振興、また農林水産物の流通を初め、高次医療機関への円滑な救急搬送など多様な機能を有しており、地域としても高速道路網で結ばれ、ネットワーク化が図られることが重要なことから、これまでも北海道縦貫自動車道旭川名寄間建設促進期成会などが中心となって、国に対して要望を行ってきたところであります。

こうした要望活動が実を結び、平成18年2月に新直轄方式によって士別剣淵から多寄町まで12キロの事業が決定、翌19年8月には本格着工に向けての第一歩となります中心くい打ち式が旭川開発建設部によって執行され、その後、インターチェンジ付近において一部工事が着手されました。一方で、道路の設計協議及び用地買収、補償などについては、沿線地権者の理解と協力が欠かせないことから、事業の円滑な推進を図ることを目的に、士別地域地権者協議会が19年4月に発足し、その後、数回に及び設計協議を経て、20年2月には事業計画説明会が開催されるなど、本格実施に向けて準備が進められてきております。

しかしながら、高速道路が建設される区間は市内でも有数の水田畑作地帯を横断する線形となり、道路構造上、切り土、盛り土による工事となることから、多くの水田や畑などの農地が分断されることにもなります。このため、地権者はもちろん地域農業者にとって営農上及ぼす影響をできる限り最小限に抑える対策も不可欠でありますので、その対策を求め、また用地買収や補償の見直しも含め、現在地権者協議会役員会と旭川開発建設部との間で事前協議が行われております。

本体着工までにはこうした課題も含め、今後調整を要する事項も生じてくるかと思っておりますが、地権者会の意向が十分尊重されますよう連携を密にしながら、円滑な事業推進に努めてまいりたいと考えております。なお、事業認可を受けていない多寄町から名寄市までの残り12キロにつきましては、一日も早く事業が決定されるよう、今後とも期成会の皆さんとともに、国土交通省など関係機関に対して要請活動を行い、全線開通に向け努力をしてまいります。

次に、こうした直轄事業に係る地元業者の参加機会の拡大及び資機材の調達についてであります。

公共事業は、就業機会や所得の創出など、地域経済に及ぼす影響も大きいものがありますが、御承知のとおり入札制度の改善が求められ、国の工事発注においては総合評価方式による一般競争入札の導入が進められてきておりますが、開発局におきましては厳しい地元経済情勢に鑑み、難易度が低い工事は地域や地元で配慮されるよう入札参加の要件緩和も検討されているとお聞きをしております。関係機関との連携を更に密にして、情報をいち早く入手する中で、地元業者の受注機会の拡大と資材などの活用にもつながるよう、進めてまいりたいと存じます。

なお、今回国土交通省の北海道局のほうに参りまして、皆様方も直接局長とお会いをする機会を得られてきたというふうに伺っていますが、私も時折上がりましていろいろをお願いをしてきておりますけれども、皆さんにお話をされていたような内容とほぼ同じようなことを今まで聞いてきておりますので、とりあえずほっとしておるわけでありまして、皆様の努力が実っていい結果が出るように私も願っております。御苦労さまでした。（降壇）
副議長（池田 亨君） 相山副市長。

副市長（相山慎二君）（登壇） 私から、自治会の活動推進及び地域振興対策についてお答えいたします。

まず、地域振興対策についてであります。昨年策定しました土別市総合計画では、それぞれの地域の歴史や特性を生かしながら、土別市全体が発展していくことを基本に、振興審議会を初めまちづくりワークショップなど、各界、各層、あるいは各地域の代表者などの意見を集約する中で策定したところであります。

総合計画においては、地区別計画として位置づけることはいたしませんでしたが、各地区の特性や資源を生かすという考えのもとに、実施計画において地域の振興や活性化に結びつく施策や事業を盛り込んだところであります。また、基本理念の地域力には、市全体の発展を期すことはもちろんのこと、中央地区を初め朝日、上土別、多寄、温根別地区、それぞれの地域の振興発展という視点も含んでおり、各地域の融和と一体感を図りながら、均衡ある発展に努めていくことを念頭に計画に位置づけたところであります。

そこで、地域独自のまちづくり活動についてお尋ねがありました。

それぞれの地域では、これまで地域の皆さんが一丸となって地域づくりに主体的に取り組んでこられたところであり、サフォークを生かしたまちづくりの中核を担っているサフォーク研究会を初め、上土別をきずこう会や温根別まちづくりの会、更には多寄夢創会などの団体が地域の特性を生かしながら、活性化に向けた先導的な役割を果たしていただいています。朝日地区においても、地域の特色づくりや地域文化の継承を目的とした、朝日町まちづくり円卓会議や、知恵の蔵委員会が組織されているところでありますが、こうした住民主体による活動は極めて大切であり、それぞれの地域が活性化することで全体の活性化につながることを期待をいたしているものでもございます。

市といたしましても、各地域の振興のため、これまで市民団体やグループなどの主体的な活動に対する助成のほか、協働のまちづくりを推進するため、市民協働のまちづくり推進事業を制度化し、将来的に継続した活動展開が期待できる事業に対し、支援を行っているところでもあります。

また、土別市文化振興補助金の活用により、地域文化の創造と振興を図ってきたところでもあり、こうした地域の自主性を大切にしつつ、市民と行政の協働・連携のもとに、市民が元気で生き生きと、そして安全で安心な暮らしを送ることができる地域づくりの実現に向けて、今後におきましても市民の主体的な活動に対して一層の支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、自治会の活動推進についてであります。

旧土別地区では昭和55年1月に、旧朝日地区では平成19年4月に、これまでの公区制度から自治会制度へ移行して以来、各自治会が独自の地域づくりに取り組み、住民主体の連帯感醸成などに成果を上げているところでもあります。現在も、全市の73自治会がそれぞれの地域に応じて自主的活動を展開し、一方では自治会連合会の活動によって相互の連携を深めるなど、住民福祉の向上に努めていただいているところでもあります。

少子高齢化の進展などの急速な時代の変化に伴い、自治会活動も複雑多様化しており、多くの課題を抱えていることも現状でございます。そういった中にありましても、さまざまな地域課題の的確な対応や主体的、自主的な解決を図るためには、この自治会活動が最も基本となるコミュニティの場でもあり、協働のまちづくりを進めていく上で欠くことのできないものであります。

こうしたことから、今後におきましても、それぞれの自治会の取り組みを尊重するとともに、自治意識の高揚が図れるよう、自治会の円滑な運営と組織の強化に向けて、一層の支援に努めてまいりたいと考えております。

以上を申し上げ、御答弁といたします。（降壇）

副議長（池田 亨君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 1時57分散会）